

愛知県幸田町、長野県箕輪町
三河湾ネットワーク株式会社、伊那ケーブルテレビジョン株式会社
相互間の連携・協力に関する協定書

愛知県幸田町（以下「甲」という。）、長野県箕輪町（以下「乙」という。）、三河湾ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）及び伊那ケーブルテレビジョン株式会社（以下「丁」という。）は、愛知県幸田町と長野県箕輪町との交流事業等に相互で連携・協力して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

〔目 的〕

第1条 この協定は、甲と乙が、相互に連携・協力し、交流を推進するにあたって行う事業等に、丙と丁が甲及び乙に協力することによって、甲と乙の知名度の向上及び交流・関係人口の拡大を目指すことを目的とする。

〔連携事項〕

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携・協力する。

（1）甲と乙との交流事業に資する映像作品等の提供及び相互放送（インターネットを活用した情報発信も含む。）に関すること。

（2）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

〔守秘義務〕

第3条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に基づく活動において、知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

〔個人情報の保護〕

第4条 甲、乙、丙及び丁は、第2条に定める連携にあたり、業務上知り得た事業参加者等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔有効期間〕

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日より令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲、乙、丙及び丁いずれからも協定解約の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔細 則〕

第6条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁協議のうえ、決定するものとする。

甲、乙、丙及び丁は、この協定を証するため、本書4通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

（甲） 愛知県 幸田町長

成瀬 敦

（乙） 長野県 箕輪町長

臼島 政徳

（丙） 三河湾ネットワーク株式会社 代表取締役社長

堀 井 敦

（丁） 伊那ケーブルテレビジョン株式会社 代表取締役社長

何 山 賢 悟